

南 事 第 1534 号
令和 8 年 9 月 30 日

関係各課（所）長 殿
（別紙一覧）

農地農村整備課長
（公 印 省 略）

工事における現場環境改善費の積算要領の一部改正について

みだしの件について、別添のとおり、沖縄総合事務局農林水産部長より通知があり、令和 8 年 10 月 1 日以降に予算執行伺を決裁する工事から適用することとしたので通知する。この要領は、沖縄県農林水産部が実施する農業農村整備事業、海岸保全整備事業（農地海岸）及び地すべり対策事業について適用する。

なお、「工事における現場環境改善費の積算要領の一部改正について」（令和 7 年 9 月 25 日付け南事第 1643 号（以下、「旧通知」という。））は、令和 8 年 9 月 30 日をもって廃止する。ただし、令和 8 年 9 月 30 日までに予算執行伺を決裁する工事については、旧通知による。

送付先一覧

農林水産総務課長

村づくり計画課長

北部農林水産振興センター所長（農業水産整備課扱い）

中部農林土木事務所長

南部農林土木事務所長

宮古農林水産振興センター所長（農林水産整備課扱い）

八重山部農林水産振興センター所長（農林水産整備課扱い）